

[第1号議案]

令和7年度事業報告

第1 概況

令和7年度（2025年度）は、通商摩擦の再燃や米中対立、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東地域の不安定化など、世界的に緊張感の高まる不安定な社会情勢の中で推移しました。一方で、デジタル化やAI技術の進展は、産業界を含め社会に新たな機会をもたらした一年でもありました。

自動車関連事業においては、半導体供給の改善により新車販売は回復傾向となったものの、物価高の影響から販売台数の伸びは限定的となりました。一方、電動車やハイブリッド車の需要は堅調に推移しました。

整備事業では、車両の高度化に伴う整備人材不足が課題となる中、車両の長期使用化を背景に整備需要は安定的に推移しました。また、旅客・貨物運送事業では、物流需要は底堅く推移したものの、燃料価格の高騰や人手不足への対応が引き続き課題となりました。

このように、令和7年度は各分野において環境変化への対応と持続的成長に向けた取り組みの重要性が高まった一年となりました。

当会議所の事業においては、5月に30年振りとなる標板交付手数料の改定がされ収益率が向上しました。

公益事業である交通事故防止、環境対策、その他事業については、概ね計画どおり実施することができました。

また、行政・関係団体との連携もより一層深めるよう活動しました。その他事業においても、ユーザーの視点に立ったサービスの提供に心がけ、業務の効率化と経費削減を進めながら実施しました。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

岐阜県では、全国版図柄入りナンバープレート、7月から交付を開始した2027年国際園芸博覧会特別仕様ナンバープレート及び、12月で交付を終了した大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートの三種類を交付しました。これら図柄ナンバーの選択率向上のためイベント等で積極的な広報活動を行い、適正な交付に努めました。

2 公益事業の充実

（1）着実な交通安全、環境対策の実施

令和7年の交通事故状況は、死者55人で前年から15人減少しましたが、人身事故発生件数や重症者数は増加しました。

9月には、岐阜県交通安全協会と「岐阜県自動車交通事故防止大会」を開催し、会員・団体とともに交通事故の減少を願い、交通安全祈願を行いました。

12月には、道路交通環境等改善懇談会を開催し、職業運転者からの意見、要望等を道路管理者等関係行政機関へ通知し改善を図りました。

その他、各季の交通安全運動における独自の取組みや、岐阜運輸支局や関係団体等と連携した「はたらくのりものと自動車安全・環境フェスタ2025」の開催、バス、タクシーへのラッピングによる交通安全・交通環境対策の啓発、岐阜市を始めとした関係市町の各種施策への協力等、着実に交通安全及び交通環境対策を推進しました。

（2）特定事業の継続

○ 自転車事故防止対策

自転車利用者による交通事故を防止するため、交通法規やマナーの遵守の徹底、危険走行の排除に向けた取組を推進しました。併せて、令和8年4月から強化される自転車の罰則規定についてリーフレットを作成し、周知、啓発活動を推進しました。

○ あおり運転防止対策

道路交通法の厳罰化後も依然として後を絶たないあおり運転による危険行為や交通事故の防止を図るため、その態様や危険性、悪質性について、イベント等を通じて広く周知・啓発し、対策の強化に取り組みました。

○ 横断歩道等における道路横断中の事故防止対策

県内では、道路横断中の交通死亡事故の割合が高い状況にあります。ＪＡＦの全国調査によると、信号機のない横断歩道において歩行者が横断しようとする際の県内の一時停止率は78%で全国2位となっているものの、依然として約2割の車両が停止していない状況を踏まえ、イベント等においてリーフレットの配布を行うなど、啓発活動を推進しました。

○ 労働力確保対策の強化

10月開催の「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」、3月開催の「岐阜自動車整備人材確保・育成連絡会」に参画し、自動車整備業界における慢性的な人員不足の解消に向けた活動を実施しました。

また、1月開催の「はたらくのりもの運転体験&メカニックの仕事体験＋業務説明会」に協賛し、自動車関連業界の人材確保に向けた活動を支援しました。

（３）自動車税の適正な審査・収納業務

県から受託している自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車環境性能割の審査・収納業務については、契約に基づき適正に実施しました。

また、来所者に対するサービス向上にも努めました。

第3 一般事業

1 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、各団体が行う各種イベントへの参画、その他行事への協力等に取り組みました。また、中部運輸局幹部との意見交換会等を通じて、業界団体の課題や方向性の共有を図ることができました。

2 自動車関係税制に対する行動

関係団体と連携した「2025 自動車税制改革フォーラム街頭活動」を実施するとともに、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に、「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載し自動車ユーザーに広く訴えました。

3 自動車会館、軽事務所、飛騨自動車会館の営繕計画

自動車会館入居団体からの指摘や要望、過去からの不具合箇所等に優先順位を付け、改修や修繕を行い職場環境維持に努めました。

4 ユーザーサービスの向上

令和8年度中に標板交付のキャッシュレス化を行うための検討を行うとともに、関係者とシステム更新について打合せを行いました。

また、職員の接遇サービス向上のための研修を実施するなどユーザーサービスの向上に努めました。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーにつきましては、イベント等での周知やディーラー等の自動車販売事業者への働きかけを行い希望ナンバーの選択率向上に努めました。令和7年度の選択率は登録車で44.6%、軽自動車で27.9%となりました。

2 経費削減と業務効率化の推進

ＯＳＳなど手続きの電子申請化が進み、業務の効率化が図られている状況の中、当会議所においてもＤＸ化を推進し、効率的な業務運営を行うため、システムの導入や、職場環境改善を進めるとともに経費の節減に努めました。

3 その他

自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上に努めました。

※令和7年度事業報告では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

[第1号議案]

令和6年度事業報告

第1 概況

昨年度は、雇用・所得環境が改善する中、各種施策の効果もあり日本の景気も一部足踏みが残るものの、緩やかに回復してきました。

一方で、海外景気の下振れ、物価上昇、アメリカの政策動向や中東情勢等が不安を残しました。

このような中、当会議所の事業に大きく影響を与える県下の新車販売は、メーカーの認証不正による出荷停止も回復し、概ね前年並みの販売に落ち着きました。

運輸業界では、2024年問題と言われる労働時間問題への取り組みや燃料費の高騰への対策に追われ、整備業界では、先進安全技術や電動化の進展による新技術への対応を迫られ、加えてどの業界でも人材不足が深刻な問題となっております。

当会議所の事業では、自動車販売の回復により登録番号標、車両番号標、廃棄標板、自賠責保険手数料等が増収となりました。

公益事業である交通事故防止、環境対策、その他事業については、概ね計画どおり進めることができました。また、行政・関係団体との連携もより一層深めるよう活動しました。その他事業においても、ユーザーの視点に立ったサービスの提供に心がけ、業務の効率化と経費削減を進めながら実施しました。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

岐阜県では全国版図柄入りナンバープレートと大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートの二種類を交付しており、これらの需要を喚起するため各種イベントでの積極的な広報活動を行い、適正な交付に努めました。

2 公益事業の充実

(1) 着実な交通安全、環境対策の実施

令和6年の交通事故状況は、死者70人で前年対比プラス20人と増減数は全国ワースト1位となりましたが、過去4番目に少ない死者数でした。前年は増加に転じていた人身事故発生件数や負傷者数については、減少に転じています。

このような中、岐阜県交通事故防止大会を開催し、会員・団体とともに交通事故の減少を願い、交通安全祈願を行いました。

また、道路交通環境等改善懇談会を開催し、職業運転者からの指摘・要望を、関係行政機関へ投げて改善を図りました。

その他、各季の交通安全運動における会議所独自の取り組みや、岐阜運輸支局や関係団体等と連携した「はたらくのりものと自動車安全・環境フェスタ2024」（以下、自動車安全・環境フェスタと言う。）の開催、バス、タクシーによる交通安全・交通環境対策の啓発、岐阜市を始めとした関係市町の各種施策への協力等、着実に交通安全及び交通環境対策を推進しました。

(2) 特定事業の継続

○ 自転車事故防止対策

自転車利用者の交通法規・マナーの遵守や、危険走行の排除などの自転車による交通事故防止対策を推進するとともに、義務化された損害賠償保険への加入促進やヘルメット着用の努力義務について、リーフレットを作成しイベント等での啓発活動を推進しました。

○ あおり運転防止対策

道路交通法規の厳罰化がなされたものの、依然として減らないあおり運転による危険な運転や交通事故について、あおり運転の態様や危険・悪質性などの交通ルールやマナーを掲載したリーフレットを作成し、イベント等で広く広報、啓発するなど対策の強化を図りました。

○ 横断歩道等道路横断中の事故防止対策

県内では横断歩道等道路横断中の交通死亡事故の割合が高率を占めています。また、ＪＡＦが実施した全国調査では、信号機のない横断歩道で横断歩行者等が渡ろうとした場合の岐阜県内の一時停止率は、75.2%で全国３位と昨年より改善したものの、依然として４台中１台は一時停止しない状況にある中、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ 労働力確保の対策強化

５月開催の岐阜自動車整備人材確保・育成連絡会や、１０月開催の「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」に参画し、自動車整備業界の慢性的な人員不足解消に向けた活動を行いました。

また、１０月開催の運輸支局、自動車事故対策機構と共催した「自動車安全・環境フェスタ」において、自動車業界の慢性的な人員不足をアピールしました。

（３）自動車税の適確な審査・収納業務

県からの受託事業である自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車環境性能割の審査・収納業務については、契約に基づき適切に実施しました。また、来所者に対するサービスの向上にも努めました。

第３ 一般事業

１ 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、関係団体が行う各種イベントへの参画、その他行事への協力等に取り組みました。また、中部運輸局幹部との意見交換会等を通じて、各団体固有の課題や方向性の共有を図ることができました。

2 自動車関係税制に対する行動

関係団体と連携した「2024 自動車税制改革フォーラム街頭活動」を実施するとともに、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に、「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載しました。

また、会議所HPに日本自動車会議所のX（旧ツイッター）アカウントをリンク先に設定したバナーを掲載し、自動車ユーザーに広く訴えました。

3 自動車会館、軽事務所、飛騨自動車会館の営繕計画

自動車会館入居団体からの指摘や要望、過去からの不具合箇所等に優先順位を付けて改修を進めました。

4 ユーザーサービスの向上

利便性の向上とセキュリティの強化などを図るため、令和6年5月に希望番号システムを更改稼働し、業務の効率化と利用者情報の保護を図りました。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーについては、OSSの進展により印紙販売の減収に繋がることから、減収分を補えるよう関係団体や事業者等への働きかけを行い、特に、イベント等での広報により希望番号制度の周知に努め、選択率の向上を図りました。

その結果、選択率は登録車で43.17%、軽自動車で19.24%と着実に選択率が向上し、収益の増加に繋がりました。

2 経費削減と業務効率化の推進

平成29年4月からOSSの抜本的拡大がなされ、今年で7年目を迎え、登録車の新規登録で48.5%、継続検査で82%、軽自動車の新規届出で28.5%、継続検査で77.7%と着実な進展を見せ、収益を圧迫する中、業務の効率化も図りながら、経費の削減に取り組みました。

3 その他

自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上に努めました。

※令和6年度事業報告では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

[第1号議案]

令和5年度事業報告

第1 概況

昨年度は、新型コロナウイルス感染症も第5類感染症に移行され長く続いた行動制限もなくなり、雇用・所得環境が改善する中、各種施策の効果もあり日本経済も緩やかに回復してきました。一方では、ウクライナ、中東情勢や円安、資源の高騰等で、今年度へ不安を残しました。

このような中、半導体等部品不足も解消し岐阜県の新車販売は2年連続で対前年を上回りましたが、年明けからのメーカーの出荷停止の影響から登録、届出台数が減少し伸び率を抑えました。また、新車販売が増加したことにより中古車市場も活性化しました。

運輸業界、整備業界では、燃料費の高騰や人材確保に加えて2024年問題や特定整備など課題は山積しています。

当会議所の事業では、自動車販売の回復により登録番号標、車両番号標、廃棄標板、自賠責保険手数料等が増収となりました。

公益事業である交通事故防止、環境対策、その他事業については新型コロナウイルス感染症発症の前の状況に近づくよう行動し、行政・関係団体との連携もより一層深めるよう活動しました。その他事業においても、ユーザーの視点に立ったサービスの提供に心がけ、業務の効率化と経費削減を進めながら実施しました。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

岐阜県での図柄ナンバーは、令和4年4月から交付されている「全国版図柄入りナンバープレート」と同年10月から交付されている「大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート」の二種類のみとなっており、これらの需要を喚起するため各種イベントでの積極的な広報活動を行い、適正な交付に努めました。

2 公益事業の充実

(1) 着実な交通安全、環境対策の実施

令和5年の交通事故状況は、死者50人で前年対比マイナス25人となり、過去2番目に少ない死者数でしたが、人身事故発生件数や負傷者数は増加に転じました。

このような中、岐阜県交通事故防止大会を開催し、会員・団体とともに交通事故の減少を願い、交通安全祈願を行いました。

また、道路交通環境等改善懇談会を開催し、職業運転者からの指摘・要望を、関係行政機関へ投げて改善を図りました。

その他、各季の交通安全運動における会議所独自の取り組みや、岐阜運輸支局や関係団体等と連携した自動車安全・環境フェスタの開催、バス、タクシーによる交通安全・交通環境対策の啓発、岐阜市を始めとした関係市町の各種施策への協力等、着実に交通安全及び交通環境対策を推進しました。

(2) 特定事業の継続した取り組みの強化と新規施策の検討と実施

○ 自転車事故防止対策

平成29年度から自転車利用者の交通法規・マナーの遵守や夜間の無灯火による危険走行の排除を啓発するなど、自転車による交通事故防止対策を推進するとともに、義務化された自転車保険への加入促進に向けた啓発活動に加え、努力義務とされたヘルメットの着用について、リーフレットの作成、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ あおり運転防止対策

令和2年6月に「妨害運転罪」が施行され、あおり運転をした場合、運転免許証が取消しとなる道路交通法規の厳罰化がなされたものの、依然として全国各地で、あおり運転による危険な運転や交通事故が報道される状況にあります。

あおり運転の態様や危険・悪質性、被害対処措置などの交通ルールやマナーに関するリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ 横断歩道等道路横断中の事故防止対策

令和元年から「横断歩道は歩行者が最優先」をスローガンに交通法規を遵守した安全運転を励行する対策を実施しておりますが、県内では横断歩道等道路横断中の交通死亡事故の割合が高率を占めています。また、J A F が実施した最新の全国調査では、信号機のない横断歩道で横断歩行者等が渡ろうとした場合の一時停止率は、65.4%で全国5位と昨年より改善されたものの、依然として約3割の車が一時停止しない状況にあり、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ 昨年の死亡事故増加を踏まえた対策

令和5年の交通死亡事故は、高齢者の死者が約8割、歩行中・自転車乗車中の死者が約5割と死者数が増加に転じました。

これを踏まえ、岐阜県警察本部と協同し子供用反射シールや反射材付きエコバック、「夜間の事故防止」、「飲酒運転防止」のリーフレットを作成し、広く広報を試みました。また、各季の交通安全運動における会議所独自の取組みにより交通安全を推進しました。

○ 労働力確保の対策強化

今年度も、9月開催の「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」、岐阜自動車整備人材確保・育成連絡会に参画し、自動車整備業界の慢性的な人員不足解消に向けた活動を行いました。

また、運輸支局、自動車事故対策機構と共催した「はたらくのりものと自動車安全・環境フェスタ」で自動車業界の慢性的な人手不足をアピールしました。

(3) 自動車税の適確な審査・収納業務

県からの受託事業である自動車税の審査収納業務について、契約事項に基づき適切に実施しました。また、令和6年1月からのエコカー減税の縮小にも適切に対応し、来所者に対するサービスの向上に努めました。

第3 一般事業

1 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、独自のイベントを企画立案するとともに、関係団体が行う各種イベントへの参画、その他行事への協力等に取り組みました。また、中部運輸局幹部との意見交換会等を通じて、各団体固有の課題や方向性の共有を図ることができました。

2 自動車関係税制に対する行動

本年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたため、自粛していた自動車税制改革フォーラム街頭活動を関係団体と連携して実施するとともに、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載する独自活動を実施しました。

また、会議所HPに日本自動車会議所のX（旧ツイッター）アカウントをリンク先に設定したバナーを掲載し、自動車ユーザーに広く訴えました。

3 自動車会館、軽事務所、飛騨自動車会館の営繕計画

自動車会館入居団体からの指摘要望や、過去からの不具合箇所等に優先順位を付けて改修を進めました。

4 ユーザーサービスの向上

○ 封印管理システムと車検予約システムの更改稼働

令和5年5月封印管理システムの更改を実施、令和5年10月車検予約システムの更改を実施し、業務の効率化と利用者の利便性の向上を図りました。

○ 軽自動車新規OSS及び車検証電子化への対応

令和5年1月に始まった軽自動車新規届OSSに対応した、業務フローの見直しを実施しました。

また、自動車車検証の電子化の対応については、ICカードリーダー設置して、申請者の利便性向上に取り組みました。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーについては、OSSの進展により印紙販売の減収に繋がることから、減収分を補えるよう今年度も関係団体や事業者等への働きかけや、イベントでの広報により希望番号制度の周知に努め、普及促進に努めてきました。

その結果、選択率は登録車で44%、軽自動車で29%程度と着実に選択率が向上し、全国平均に近づいており、収益の増加に繋がりました。

2 経費削減と業務効率化の推進

平成29年4月からOSSの抜本的拡大がなされ、今年で6年目を迎え、登録車の新規登録で約46%、継続検査で約77%、軽自動車の新規届出で約4.7%、継続検査で約72%と着実な進展を見せ、収益を圧迫する中、業務の効率化も図りながら、経費の削減に取り組みました。

3 その他

自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布、自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上に努めました。

※令和5年度事業報告では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年度事業報告

第1 概況

昨年度は、新型コロナウイルス感染対策による規制が解除され、行動制限のない社会となり入国制限の緩和、各種施策等で徐々に日本経済も回り始めました。一方では、ウクライナ情勢や円安、資源の高騰、半導体等の部品不足の影響で不安を残しました。

このような中にありながら、岐阜県の新車販売は、登録車、軽自動車とも対前年を上回りましたが、半導体等部品不足の影響が改善せず、本来の回復には至っていません。この影響は中古車市場にも及びました。

運輸業界、整備業界においても燃料費の高騰や人材確保での課題が残りしました。

当会議所の事業では、自動車販売の回復があるものの図柄希望番号標、車両番号標、廃棄標板、車検予約手数料、自賠責保険手数料を除き減収となりました。

特に、希望番号標と重点事業としておりました全国版図柄入りナンバープレート「以下、全国版図柄ナンバーという」や、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート「以下、大阪万博ナンバーという」の交付が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートと比べ、低調であることが減収要因となっております。

公益事業である交通事故防止、環境対策、その他事業については新型コロナウイルス感染対策の面で規模の縮小、形態の変更などで対応し、行政・関係団体との連携により最低限の活動を行いました。その他事業においても、ユーザーの視点に立ったサービスの提供に心がけ、業務の効率化と経費削減を進めながら実施しました。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

令和4年4月から、全国版図柄ナンバーの交付（頒布）が開始され、更に同年10月からは大阪万博ナンバーを交付（頒布）しました。

需要を喚起するために各種イベントでの積極的な広報活動を行い、適正な交付に努めました。

2 公益事業の充実

（1）着実な交通安全、環境対策の実施

令和4年の交通事故状況は、死者75人で前年対比プラス14人となり、2年連続で死者数は増加しましたが、過去3番目に少ない死者数で、事故発生件数や負傷者数も減少しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染対策のため規模を縮小して、自動車交通事故防止大会を開催し、会員・団体とともに交通事故の減少を願い交通安全祈願を行いました。また、道路交通環境等改善懇談会についても同様に開催し、職業運転者からの指摘・要望を関係行政機関へ投げ改善を図りました。その他、各季の交通安全運動における会議所独自の取り組みや、岐阜運輸支局や関係団体等と連携した自動車安全・環境フェスタの開催、バス、タクシーによる交通安全・交通環境対策の啓発岐阜市を始めとした関係市町村の各種施策への協力等、着実に交通安全及び交通環境対策を推進しました。

（2）新規施策の検討と実施

○ 高齢運転者の交通事故防止対策

全国各地で高齢運転者による死亡・重大交通事故の発生が多発傾向にあり、その原因の多くが、加齢による身体や認知機能の衰えに起因するアクセルとブレーキペダルの踏み間違いによるものです。

令和4年5月から、サポカー限定免許が導入されたことから各種イベントを通して安全運転サポート車や、後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置の広報に力を入れ、高齢運転者の交通事

故防止活動を推進しました。

(3) 特定事業の継続した取り組みの強化

○ 自転車事故防止対策

平成 29 年度から自転車利用者の交通法規・マナーの遵守や夜間の無灯火による危険走行の排除を啓発するなど、自転車による交通事故防止対策を推進するとともに、多額の賠償に備えた自転車保険への加入促進に向けた啓発活動を実施しており、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ あおり運転防止対策

令和 2 年 6 月に「妨害運転罪」が施行され、あおり運転をした場合、運転免許証が取消しとなる道路交通法規の厳罰化がなされたものの、依然として全国各地で、あおり運転による危険な運転や交通事故が報道される状況にあり、あおり運転の態様や危険・悪質性、被害対処措置などの交通ルールやマナーを広く広報、啓発することで、あおり運転による交通の危険を排除する対策を実施しており、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ 横断歩道等道路横断中の事故防止対策

令和元年から「横断歩道は歩行者が最優先」をスローガンに交通法規を遵守した安全運転を励行する対策を実施しておりますが、県内では横断歩道等道路横断中の交通死亡事故の割合が高率を占めています。また、J A F が実施した最新の全国調査では、信号機のない横断歩道で横断歩行者等が渡ろうとした場合の一時停止率は、57%で全国 6 位と前年より大幅に改善されたものの、依然として約 4 割の車が一時停止しない状況にあり、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ 労働力確保の対策強化

今年度も、新型コロナウイルス感染対策の中、10月開催の「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」、岐阜自動車整備人材確保・育成連絡会に参画し、自動車整備業界の慢性的な人員不足解消に向けた活動を行いました。

（４）自動車税の適確な審査・収納業務

県からの受託事業である自動車税の審査収納業務について、契約事項に基づき適切に実施し、窓口業務の適切な対応と来所者に対するサービスの向上に努めました。

第3 一般事業

1 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めつつ、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、独自のイベントを企画立案するとともに、関係団体が行う各種イベントへの参画、その他行事への協力等に取り組みました。また、中部運輸局幹部との意見交換会等を通じて、各団体固有の課題や方向性の共有を図ることができました。

2 自動車関係税制に対する行動

本年度も、新型コロナウイルスの感染拡大により、「2022自動車税制改革フォーラム街頭活動」等関係団体と連携した活動がほぼ自粛となりましたが、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載する独自活動を実施しました。また、会議所HPに日本自動車会議所のツイッターアカウントをリンク先に設定したバナーを掲載し、自動車ユーザーに広く訴えました。

3 システム改修の検討と自動車会館の営繕計画

(1) 車検証の電子化に対応したシステムの改修

自動車検査証の電子化が令和5年1月に導入され、同時に自動車保有関係手続きに係る申請者の利便性を向上させるため、自動車検査登録手続きのキャッシュレス化が始まりました。業務の効率化を図るため、ICカードリーダーの導入や業務フローの見直し等の所要の措置に努めました。

(2) 封印管理システムの改修

封印管理システムについては、令和3年度から改修に向けた検討を行ってきましたが、令和5年1月から電子車検証の交付が開始され、電子情報を取得したシステムの運用が可能となったため、令和5年度より新たな封印管理システムが稼働できるようシステムの構築を進めました。

(3) 車検予約システムの改修

車検予約システムについて、行政や利用者団体との協議を重ねシステムの見直しを図り、令和5年度より新たな車検予約システムが稼働できるよう取り組みました。

(4) 自動車会館及び飛騨事務所の営繕計画

自動車会館入居団体からの指摘要望や過去からの不具合箇所等優先順位を付け改修を進めました。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーについては、OSSの進展により印紙販売の減収が顕著となりつつあることから、今年度も、関係団体や事業者等への働きかけ、イベントでの広報により普及促進に努めてきました。その結果、選択率は登録車で42%、軽自動車でも28%程度と着実に選択率が向上し、全国平均にちかづいており、大半の収益を上げることができました。

2 経費の削減と業務効率化の推進

平成 29 年 4 月から O S S の抜本的拡大がなされ、今年で 5 年目を迎え、登録車の新規登録で 44%程度、継続検査で 71%程度、軽自動車の継続検査で 64%程度と着実な進展を見せ、収益を圧迫する中、業務の効率化も図りながら、経費の削減に取り組みました。

3 その他

自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布、自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上に努めました。

※令和 4 年度事業報告では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和３年度事業報告

第１ 概況

昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大によりほぼ半年以上の期間が緊急事態宣言等の発令を受け、日本経済全般に大きなダメージを与えました。

このような中、岐阜県の新車販売は、部品等の供給不足による納期の遅れ等から登録車、軽自動車とも対前年比で減少しており、販売総台数では３年連続の減少となり、この影響は中古車市場にも及びました。

運輸業界、整備業界においても新型コロナウイルスの影響は避けられず、まん延防止と事業の推進と相反する課題を克服するため懸命な事業活動を余儀なくされました。

当会議所においては、自動車販売の低迷を受け車両希望番号標頒布事業と廃棄標板収益を除き減収となりました。特に、重点事業としておりました図柄ナンバー「東京 2020 オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレート」（以下「オリパラナンバー」という）が１１月に交付終了となったことが大きな減収要因となっております。

公益事業である交通事故防止、環境対策、労働力確保のための行動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から規模の縮小、形態の変更などで対応し、行政・関係団体との連携により最低限の活動を行いました。その他事業においても、ユーザーの視点に立ったサービスの提供に心がけ、業務の効率化と経費削減を進めながら実施しました。

第2 重点事業

1 図柄ナンバー交付（頒布）事業

オリパラナンバーの交付（頒布）は、令和3年11月をもって終了しました。同ナンバーの交付開始以来、適正な交付を推進するとともに、需要を喚起するために各種イベントでの積極的な広報活動や事業用自動車を活用した広報活動を継続しました。

また、新たな全国版図柄ナンバーの交付に向け、交付手数料認可申請を行うとともに、リーフレットの作成、HPへの掲載など交付に向けた諸準備を行いました。

2 公益事業の充実

（1）着実な交通安全、環境対策の実施

令和3年中の交通事故死者は61人で、前年対比プラス18人となり、現行の統計制度開始の昭和23年以降で、最少の死者数を記録した昨年に次いで少ない死者数となり、事故発生件数や負傷者数も減少しました。

今年度も、コロナ禍による影響のため、昨年に引き続き、自動車交通事故防止大会の開催を自粛しましたが、交通事故の減少を願い会員団体とともに成田山名古屋別院新勝寺において交通安全祈願を行いました。道路交通環境等改善懇談会については、懇談会自体は中止しましたが、職業運転者からの指摘・要望を関係行政機関へ投げ改善を図りました。その他、各季の交通安全運動における会議所独自の取組みや、ラッピングバス、タクシーによる交通安全・交通環境対策の啓発、岐阜市を始めとした関係市町村の各種施策への協力等、着実に交通安全及び交通環境対策を推進しました。

（2）特定事業の継続した取り組みの強化

○ 自転車事故防止対策

近年、自転車による重大な事故が発生し、多額の賠償を求められるといった報道を受け、平成29年度から自転車利用者の交通法規・マナーの遵守や夜間の無灯火による危険走行の排除を啓発するなど、自転車による交通事故防止対策を推進

するとともに、多額の賠償に備えた自転車保険への加入促進に向けた啓発活動を実施しており、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ あおり運転防止対策

令和2年6月に「妨害運転罪」が施行され、あおり運転をした場合、運転免許証が取消しとなる道路交通法規の厳罰化がなされたものの、依然として全国各地で、あおり運転による危険な運転や交通事故が報道される状況にあり、あおり運転の態様や危険・悪質性、被害対処措置などの交通ルールやマナーを広く広報、啓発することで、あおり運転による交通の危険を排除する対策を実施しており、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ 横断歩道等道路横断中の事故防止対策

県内における横断歩道等道路横断中の交通死亡事故の割合が高率を占めています。また、JAFが実施した最新の全国調査では、信号機のない横断歩道で横断歩行者等が渡ろうとした場合の一時停止率は、全国17位と前年より改善されたものの、依然として約6割の車が一時停止しない悪い結果が公表されています。令和元年から「横断歩道は歩行者が最優先」をスローガンに交通法規を遵守した安全運転を励行する対策を実施しており、今年度もリーフレットを作成し、イベント等での啓発活動を推進しました。

○ 労働力確保の対策強化

今年度も、コロナ禍における活動自粛の中、10月開催の「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」、岐阜自動車整備人材確保・育成連絡会に参画し、自動車整備業界の慢性的な人員不足解消に向けた活動を行いました。

○ 労働力確保の対策強化

今年度も、新型コロナウイルス感染対策の中、10月開催の「クルマの児童画コンクール（振興会主催）」、岐阜自動車整備人材確保・育成連絡会に参画し、自動車整備業界の慢性的な人員不足解消に向けた活動を行いました。

（４）自動車税の適確な審査・収納業務

県からの受託事業である自動車税の審査収納業務について、契約事項に基づき適切に実施し、窓口業務の適切な対応と来所者に対するサービスの向上に努めました。

第３ 一般事業

１ 行政・関係団体との連携

県内の自動車関係分野の総合団体として、関連業界の発展に資するため、関係行政機関・団体との連携を一層強化し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めつつ、自動車交通事故防止大会、道路交通環境等改善懇談会等の開催をはじめ、独自のイベントを企画立案するとともに、関係団体が行う各種イベントへの参画、その他行事への協力等に取り組みました。また、中部運輸局幹部との意見交換会等を通じて、各団体固有の課題や方向性の共有を図ることができました。

２ 自動車関係税制に対する行動

本年度も、新型コロナウイルスの感染拡大により、「2022自動車税制改革フォーラム街頭活動」等関係団体と連携した活動がほぼ自粛となりましたが、自動車会議所のホームページや本部事務所内ロビー設置のデジタルサイネージ（広報板）に「みんなで考えようクルマの税金」と題した広報リーフレットを掲載する独自活動を実施しました。また、会議所HPに日本自動車会議所のツイッターアカウントをリンク先に設定したバナーを掲載し、自動車ユーザーに広く訴えました。

所、加えて施行事業者による危険箇所の点検を行い、優先順位を付け改修を進めました。

第4 収益事業

1 標板交付（頒布）事業

希望ナンバーについては、OSSの進展により印紙販売の減収が顕著となりつつあることから、今年度も、関係団体や事業者等への働きかけにより普及促進に努めてきました。その結果、選択率は登録車で43%、軽自動車で29%程度と右肩上がりに着実に選択率が向上し、全国平均に近づいており、大半の収益を上げることができました。

2 経費の削減と業務効率化の推進

平成29年4月からOSSの抜本的拡大がなされ、今年で5年目を迎え、登録車の新規登録で44%程度、継続検査で63%程度、軽自動車の継続検査で56%程度と着実な進展を見せ、収益を圧迫する中、業務の効率化も図りながら、経費の削減に取り組みました。

3 その他

自動車登録番号標の交付及び車両番号標の頒布、自動車検査登録関係諸印紙等の売捌き、車検予約、自賠責保険、信販会社に係る諸用紙の代理交付等の各種事業を継続実施するほか、自動車会館内に設置している行政書士事務所を活用した来所者の利便性の向上に努めました。

第5 その他

○ 会議所創立70周年記念事業

コロナ禍であることから記念行事については自粛し、設立記念日である12月21日に、職員に対して記念品を配付しました。

※令和3年度事業報告では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。